

## 同意書

私は、加須市合併15周年記念加須産いちごスイーツメニュー開発支援補助金交付要綱第3条に規定する補助対象者の要件を満たしており、補助金の申請に当たり、次の事項の全てに同意します。

- 1 申請書類に虚偽・不正がないこと。
- 2 提出書類の補正、市による聴取等に応じること。
- 3 市が市税の納付状況等について関係機関に照会すること。
- 4 申請書類の送付に要する費用は、申請者の負担となること。

加須市長 様

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は代表者氏名

加須市合併15周年記念加須産いちごスイーツメニュー開発支援補助金交付要綱抜粋

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 法人 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する会社

イ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社

（2） 個人事業者 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する個人をいう。

（3） 飲食業 統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項の規定により定められている日本標準産業分類において、中分類76の飲食店に該当するものであり、かつランチ時間帯も営業している飲食店であるもの

（4） 小売業 統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項の規定により定められている日本標準産業分類において、小分類586の菓子・パン小売業に該当するもの

（5） 新メニュー いちごを使用したケーキ、パフェ、アフタヌーンティーセット、フルーツサンド等のスイーツメニューでかつ、使用するいちごはすべて加須産いちごであり、申請時において、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）が営む店舗において既に提供されているメニューと見た目が同一のものと判断されないものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、飲食業又は小売業を営む法人又は個人事業者であって、補助金の交付申請時において次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとし、予算の範囲内で補助金を交付する。

（1） 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を受けていること。

（2） 市内に営業実態のある店舗を有すること。

（3） 市税を滞納していないこと。

（4） 補助金の交付申請をしようとする年度の1月末日までに市内に営業実態のある店舗にて補助金で開発したメニューを提供する予定である者

（5） 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行う者

ウ フランチャイズ契約及びこれに類する契約に基づく事業を営む者

エ 政治団体又は政治団体の代表者

オ 宗教上の組織及び団体又は宗教上の組織及び団体の代表者

カ 既に補助金の交付を受けている者

キ アからカまでに掲げる者のほか、市長が適当でないとする者

2 補助対象者が法人の場合には、補助金の交付申請時の直近の事業年度において、事業収入（法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する確定申告書別表1における売上金額欄に記載される額をいう。）があり、今後も事業を継続する意思があること。

3 補助対象者が個人事業者の場合には、令和5年度において、事業収入（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する確定申告書第1表における収入金額等の事業欄に記載される額又は地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）に規定する市民税・県民税申告書における収入金額等の事業欄に記載される額をいう。）があり、今後も事業を継続する意思があること。